

令和6年度 被措置児童等虐待の状況について（大分県）

児童福祉法第33条の16第2項及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和6年度中に、大分県が対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件対応の状況

受理・対応件数		
令和6年度新規	前年度からの繰越し	計
4件	1件	5件

県の判断		調査継続
虐待該当	非該当	
0件	4件	1件

※事実確認が完了した
令和7年度に計上

◆「被措置児童等虐待」とは

児童福祉法第33条の10に定義されている、児童福祉施設(児童養護施設等)や里親等に措置・委託されている児童等に対して、施設職員や里親等が行う虐待行為のこと。

◆児童福祉法 第33条の16条第2項

内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第33条の14第2項又は第3項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則 第36条の30

法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、所管行政庁が国の行政機関の長である場合は、この限りでない。

1 被措置児童等虐待があつた施設等の種別(ただし、次に掲げる施設等については、当該施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別とする。)

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設等

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者
一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種